平成２２年（フ）第１２８号
北海道室蘭市本輪西町５丁目38番８号
債務者　須田　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
北海道北見市常呂町字常呂655番地２
債務者　松下智奈美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
北海道札幌市中央区南６条西20丁目１番22―1501号
債務者　山崎瑠美子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第７５４号
岩手県一関市山目字中野204番地１　アネックスM102
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５７号
盛岡市茶畑１丁目16番１号　水上コーポ８号、旧住所盛岡市茶畑２丁目９番１号
債務者　吉田　アエ
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０号
盛岡市神子田町10番29号　第一花月荘２号室
債務者　小林　稲子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３号
盛岡市三本柳２地割44番地１
債務者　佐藤　雅和
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９５号
福島県喜多方市押切東２丁目61番地２　伊藤貸家Ｂ号、住民票上の住所福島県喜多方市字押切東２丁目62番地
債務者　栗村　祥三
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４号
福島県会津若松市居合町13番１号　県営住宅１棟37号
債務者　物江　藤夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田476番地
債務者　大塚ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１号
群馬県高崎市吉井町南陽台２丁目３番地３
債務者　福田　健一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２号
群馬県藤岡市中1122番地１
債務者　河合　　博
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２号
群馬県高崎市和田多中町10番４号　グレイス高崎401号
債務者　登坂美智子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３号
埼玉県川越市大字並木804番地１　アステール南古谷弐番館405号室
債務者　郷古　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２号
埼玉県所沢市東所沢５丁目９番地の２　ホワイトスクエア202、前住所埼玉県所沢市東所沢３丁目25番地の16　パレ・ドール東所沢103
債務者　大澤　健治
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５５６号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目４番地３　アーバンエース102号
債務者　下薗　朋裕
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７５３号
新潟市東区中野山７丁目１番10号　コーポスカイＡ101号
債務者　中村　直之
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部